○国土交通省令第五十号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十条第二項の規定に基づき、国土調査法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令を次のように制定する。

平成二十二年十月十二日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

国土調査法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令

国土調査法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　国土調査を適確に実施するに足りる技術的な基礎を有するものであること。

二　法人の役員又は職員の構成が、国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三　国土調査以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　前三号に定めるもののほか、国土調査を実施するにつき十分な適格性を有するものであること。

附　則

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第９２６号

仙台市太白区羽黒台７番14号

債務者　澤口いさ子

1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　富澤　秀行

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月１日午前11時50分

5　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１号

三重県亀山市西町503番地

債務者　馬場　一代

1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小林　明子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月17日午後３時

5　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１９７号

広島県東広島市西条御条町４番45―808号

債務者　三ノ京　司

1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　今田健太郎

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月26日午後２時

5　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０１号

福島県いわき市常磐湯本町上浅貝２番地の11

債務者　佐藤　　実

1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　渡辺　正之

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月13日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成22年11月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２０２号

福島県いわき市常磐湯本町上浅貝２番地の11

債務者　佐藤ヒロ子（旧姓平田）

1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　渡辺　正之

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月13日午後１時45分

5　免責意見申述期間　平成22年11月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第７８号

山形県酒田市光ケ丘１丁目５番１号

債務者　朝比奈　昇

1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　伊原　　茂

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月17日午後１時50分

5　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１４７３号

東京都豊島区上池袋３丁目34番11―306号

債務者　塚本　眞二

1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　岡村　茂樹

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月13日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７４号

埼玉県新座市堀ノ内２丁目２番37号

債務者　塚本　哲雄

1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　岡村　茂樹

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月13日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６７１８号

大阪市西区立売堀１丁目14番10―404号

債務者　曽根喜美子

1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　野村いづみ

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月13日午後３時

5　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８８号

兵庫県川西市水明台２―３―43坂本方、住民票上の住所大阪府高槻市奈佐原２丁目１番29号

債務者　江藤　裕子

1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　持田　俊介

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月９日午前11時35分

5　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１３９０号

埼玉県越谷市越ヶ谷2884番地４　ハーモニーハイツ202

債務者　新道　　一

1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　阿部　高明

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月14日午前10時

5　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９３号

さいたま市北区日進町２丁目1298番地５　スズキマンション403

債務者　永島　武夫

1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　三上　将延

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月14日午前11時

5　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２３９５号

名古屋市東区大幸２丁目４番21号　ハピネス大幸208号

債務者　河村　正義

1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大林　由美

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月15日午後２時

5　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６９７号

愛知県春日井市知多町１丁目98番地　エナール知多102号

債務者　隅原　　勉

1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　野田　裕之

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月15日午前11時50分

5　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部